

廃対第157号
令和7年10月3日

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会会長
一般社団法人奈良県建設業協会会長
一般社団法人奈良県解体工事業協会会長

] 殿

奈良県産業廃棄物処理指導要綱の一部改正について

奈良県環境森林部廃棄物対策課長

平素は、廃棄物行政の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、奈良県産業廃棄物処理指導要綱の一部を改正しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員に対する周知方ご協力いただきますようお願ひいたします。

なお、個別の申請等については、事前に下記担当まで問合せいただきますよう、あわせて周知方よろしくお願ひいたします。

記

1. 改正概要等

(1) 積替保管施設及び中間処理施設（設置許可不要施設に限る。）

事前協議に当たり、原則、自治会等の同意を必要とするが、下記の全てに該当する場合、自治会等に対する説明会を開催することで代替可とする（説明会の議事録等により確認）。

- ① 自社物の保管又は処分を行っていた施設で他社物の保管又は処分を行う場合
- ② 安定型産業廃棄物のみを扱う場合
- ③ 工業専用地域又は工業地域に設置する場合（中間処理施設に限る。）

(2) 自動車解体・破碎施設

事前協議に当たり、原則、自治会等の同意を必要とするが、工業専用地域又は工業地域に設置する場合、自治会等に対する説明会を開催することで代替可とする（説明会の議事録等により確認）。

2. 改正期日

令和7年9月1日

担当

廃棄物対策課産業廃棄物第一係

TEL:0742-27-7022